

第 4 0 号議案

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 6 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「外壁の」を「道路境界線からの」に改め、「次の各号」の次に「（別表第 2 に定める足立東部地域平野・東六月町地区地区整備計画区域の住宅地区 の区域においては第 3 号を除く。）」を加え、同項第 1 号中「外壁面から突出した開口部で床面積として」を「出窓で床面積に」に改め、同項第 2 号中「外壁」を「道路境界線から」に改め、同項第 4 号中「外壁」を「道路境界線から」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 別表第 2 に定める足立東部地域平野・東六月町地区地区整備計画区域の住宅地区 の区域においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離の最低限度（以下「隣地境界線からの後退距離」という。）は、0 . 5 メートルとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

- （ 1 ） 出窓、バルコニー及びポーチで床面積に算入されない部分
- （ 2 ） 軒の高さが 2 . 3 メートル以下で、かつ、隣地境界線からの後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が 5 平方メートル以内である物置その他これに類する用途（自動車車庫を除

く。) に供するもの

別表第 1 中「平成 16 年 6 月 24 日足立区告示第 228 号」を「平成 25 年 9 月 30 日足立区告示第 430 号」に改める。

別表第 2 足立東部地域平野・東六月町地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

足立東部地 域平野・東 六月町地区 地区整備計 画区域	住宅地区		10分の6	10分の15	10分の3	
	住宅地区		10分の8		10分の4	
	住宅地区		10分の6		10分の3	
	沿道地区					12m
	沿道地区		10分の8	10分の4		
	幹線道路沿道 地区		10分の6	10分の30	10分の3	
	幹線道路沿道 地区		10分の8		10分の4	
	幹線道路沿道 地区		10分の20			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

足立東部地域平野・東六月町地区地区計画の変更に伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。